

Title	更生保護施設における刑務所出所者等の家族に対する支援の在り方：韓国法務保護福祉公団による家族支援を参考に
Sub Title	Support services for ex-offenders and their family in Republic of Korea : the new role of halfway houses in Japan
Author	朴, 珠熙(Park, Juhee)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2021
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.130, (2021. 9) ,p.117- 152
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20210915-0117">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20210915-0117</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 更生保護施設における刑務所出所者等の

## 家族に対する支援の在り方

——韓国法務保護福祉公団による家族支援を参考に——

朴 珠 熙

- 一 問題の所在
- 二 刑務所出所者等の家族への支援の現状
  - (一) 概 観
  - (二) 加害者家族に対する支援を行うNPO法人
  - (三) 更生保護施設による家族支援の現状
  - (四) 小括——限界と今後の可能性
- 三 韓国における更生保護支援としての家族支援
  - (一) 概 観
  - (二) 支援の内容
  - (三) 支援の実施状況
  - (四) 各支援における評価と限界
- 四 更生保護施設の新しい役割としての家族支援

## 一 問題の所在

現在、全国一〇三か所ある更生保護施設にて<sup>①</sup>、刑務所を出所した者や保護観察を受ける者等に対し一時的な居場所を提供する住居支援や、就職を助ける就労支援等の継続保護事業を中心とする更生保護事業が行われている。その支援や処遇を受けて更生保護施設を退所し、再び社会での定着を果たした者の存在は、更生保護事業による成果として評することができよう。ただ、令和元年現在、刑法犯により検挙された再犯者の割合が四八・八%、入所受刑者の中で再入所者の占める割合が五八・三%である再犯状況からして、現在の更生保護における各種の取組が十分機能しておらず、また、現在の取組だけでは再犯問題の対策として限界があることを指摘せざるを得ない。

ところで、このような指摘は近年になって新しくなされるようになったわけではなく、既に二〇年ほど前から実務家及び学者の間で問題意識が広く共有され、改善に向けた様々な取組が実践されてきた。平成一七年から同一八年まで行われた「更生保護のあり方を考える有識者会議」や、平成三〇年から同三一年にわたって行われた「これからの更生保護事業に関する有識者検討会」では、更生保護事業が直面している課題等を明らかにしつつその対策に関する議論を行い、その結果を踏まえ更生保護施設による既存の住居支援や就労支援の充実や処遇機能の強化等の様々な取組が実現されている。

しかし、このような努力にもかかわらず、再犯者による犯罪の年を追うごとの増加、及び入所受刑者の中の再入所者の割合の増加といったように再犯状況は悪化し続けており、更生保護事業にはより根本的にかつてないほどの大胆な改革が求められているといえる。そして、本稿では、その改革の一環として、刑務所出所者等とその家族の関係を修復するための取組や、刑務所出所者等とその家族のニーズを踏まえた支援の導入を提案したい。刑務所出所者等本

人と家族との良好な関係がその者の更生保護の成功に向けて及ぼす好影響、また、家族間における問題に起因する更生保護の失敗や再犯の危険について、特に異論はないと思われるものの、実際には、刑務所出所者等とその家族間ではむしろ問題を抱えていることが多い。そのため、刑務所出所者等とその家族間の問題を解決するための対応が重要になるが、残念ながら、日本の更生保護事業ではこのような目的に即した積極的取組はおろか、法的制度すら見当たらないのが現状である。

したがって、本稿は更生保護事業における刑務所出所者等とその家族の抱える問題に応じた対策の不足に問題意識を置き、刑務所出所者等とその家族の両者に焦点を当てた支援や処遇の導入について検討を試みることにする。

## 二 刑務所出所者等の家族への支援の現状

### (一) 概観

更生保護施設が行う更生保護事業の継続保護事業及び一時保護事業は、刑務所出所者等の本人に対する支援であり、その対象に刑務所出所者等の家族は含まれていない<sup>(4)</sup>。ただ、更生保護事業の枠を超えた領域であれば、刑務所出所者等とその家族に対する支援（以下、家族支援とする）を実施する取組が見受けられ、その取組から日本における家族支援の現状を把握することができると思われる。

まず、加害者家族に対する支援を目的とする民間団体が、更生保護における家族支援の不備を補完している。現在二つの民間団体が加害者家族支援を行っており、加害者家族支援の一環として刑務所出所者等の家族への支援も実施している。しかし、あくまでも被疑者・被告人段階の家族や受刑者の家族に対する支援が主であり、刑務所を出所し

た者の家族に対する支援は付随的な取組に留まっている。<sup>(6)</sup>

一方、刑務所出所者等とその家族の関係を修復するための支援を行う更生保護施設は存在している。前述したように、更生保護事業は刑務所出所者等の家族までを支援の対象としているわけではなく、基本的に更生保護施設で家族支援は実施されていない。ただ、一部の更生保護施設では刑務所出所者等本人と家族に対し支援を実施する場合もあり、例えば、薬物依存の問題を抱える者に対する薬物処遇において家族面接を実施していることを挙げることができる。<sup>(6)</sup>しかし、この取組には、家族関係の修復や家族の抱えている問題の解決という目的は含まれておらず、あくまでも本人の薬物依存という問題の解決に焦点が当てられているため、本稿で想定する家族支援とは若干その性質が異なるといえよう。一方、少年専用の更生保護施設として施設に入所した少年とその家族の関係を修復するため施設独自の取組を実施しているところもある。この取組は、その対象が少年とその保護者とかなり限定的ではあるものの、更生保護施設で取り組んでいる家族支援の例として注目に値すると思われる。

本章ではこれらの例の詳細を確認し、日本における刑務所出所者等の家族に対する支援の現状を検討する。

## (二) 加害者家族に対する支援を行うNPO法人

現在日本で加害者家族への支援を行っている代表的な機関として、「ワールドオープンハートWorld Open Heart」<sup>(7)</sup>（以下、WOHとする）と「スキマサポートセンター」<sup>(8)</sup>がある。それぞれ、仙台と大阪に拠点を置くNPO法人である。

まず、WOHは日本で初めて加害者家族を支援する団体として二〇〇八年に設立され、二〇二〇年現在に至るまで法的支援、経済的支援、心理的支援及び社会的支援といった加害者家族に対する支援を累計約一八〇〇件以上実施している。<sup>(9)</sup>法的支援は、捜査機関への対応や被害者からの厳しい追及への対処に弁護士を介したサポートの提供である。経済的支援は、転居や土地・建物の処分に関する相談から福祉支援に関する情報提供まで、加害者家族が直面する経

済的問題への対応を内容とする。心理的支援では、心理専門家によるカウンセリングとグループで行うピアカウンセリングを実施しており、ホットラインによる情報提供や電話相談も行っている。そして、社会的支援として、加害者とその家族の関係修復に向けた支援、就労支援、環境調整支援に加え、加害者家族への偏見をなくすための啓発活動等にも取り組んでいる<sup>(10)</sup>。

一方、スキマサポートセンターは、「行政・団体等が行う支援の隙間を埋め、さらに充実させるため、心理・福祉の専門性を活用し、実践的活動や研究、研修を行い、必要とされている支援を行き届かせることで社会秩序の維持向上を図ること」を目的とし、二〇一五年から加害者家族支援事業を始めている<sup>(11)</sup>。臨床心理士を中心とし、弁護士、社会福祉士、元家庭裁判所調査官等といった様々な分野の専門家による運営が特徴的であり、二四時間対応の電話相談窓口の運営、加害者家族同士のピアカウンセリングの定期的実施、専門家による相談会の開催等をしている<sup>(12)</sup>。

なお、これらの取組に触発され、二〇一八年に山形弁護士会が犯罪加害者家族支援委員会と犯罪加害者家族支援センターを設置し、加害者家族支援に取り組んでおり、法曹の行う加害者家族支援として今後の行方が注目される<sup>(13)</sup>。

### (三) 更生保護施設による家族支援の現状

更生保護施設の入所者には、生活環境調整を行った結果、家族がその引受人にならなかつたため更生保護施設への入所を決めた者が多くいる。ただ、同じくこのような経緯で更生保護施設に入所した者でも、本人とその家族にまつわる事情は様々である。例えば、親兄弟、配偶者、親戚等の家族が一人もいない場合、家族はいるが、その家族が引受人として適切でない場合、または、家族が引き受けを拒否する場合等がある。ところで、更生保護施設の行う支援は、本人の改善更生を助け、社会で自立させることを目標としている。そのため、退所した後、元の家族のところに戻ることを前提としているわけではなく、あくまでも社会で自立した生活を送れるようにするための支援となってい

る。しかし、このような方針が更生保護事業の基底にあるとしても、家族関係の修復が全く必要でないということにはならない。なお、家族がない場合はさておき、家族がいる場合で更生保護施設に入所している間、本人とその家族との関係を修復させる必要性が高いケースがある。そして、その代表的な例として少年とその家族を挙げることでしよう。実際、更生保護法人立正園（以下、立正園とする）はこのニーズに着目し、いち早く施設独自の取組を実践している。

立正園は少年の更生保護を目的とする施設として一九三四年に名古屋市中で設立され、男子少年を受け入れ、彼らの改善更生や社会復帰を助けるための諸支援を実施している<sup>(14)</sup>。そして、入所少年の中で、就職して自立することが難しく施設を退所して実家に戻らないといけない少年とそのような少年の受け入れを拒否する保護者が多くみられたことから、一九九七年からは少年の家族に対する処遇や支援にも取り組んでいる<sup>(15)</sup>。

立正園の行う家族支援は、「保護者参加型の処遇プログラム」として、保護者のボランティア活動、親子キャンプ、宿泊面会、保護者会等がある<sup>(16)</sup>。保護者のボランティア活動はその言葉通り、保護者が施設を訪問し調理補助や館内の整備・掃除を行うことである。親子キャンプは二〇〇〇年度に初めて実施され、一泊二日間の親子関係の再整備に向けたカリキュラムで構成されている。近年は、親子デイキャンプも開始され、キャンプの機会を通じて親子間の距離を縮めることに努めている<sup>(17)</sup>。そして、保護者会は保護者同士が集まり経験談や悩みを相談し合う場であり、保護者の精神的負担を軽減させながら少年との間で問題の発生した時の解決方法について考える機会を与える<sup>(18)</sup>。

これら家族支援の効果として、保護者に、少年の立ち直りのため多くの協力者がいること、さらに、その協力者の一人として保護者自身が積極的に関わることの意識を持たせることが期待される。さらに、少年としては、保護者が自分のために取り組む姿を見ることで、保護者に対する負の感情に変化を起す契機になると思われる<sup>(19)</sup>。

#### (四) 小括——限界と今後の可能性

以上、現在日本で行われている刑務所出所者等の家族に対する支援として、加害者家族支援の民間団体による実践と少年更生保護施設による独自の取組を紹介した。

加害者家族支援の民間団体は犯罪者の家族に焦点を当てた支援を実施しており、これまでの支援経験を通じたノウハウや専門性を有することが期待できる。そして、支援を求める家族の中には国家機関へ相談することを躊躇する者もいると思われる、この点においても民間運営の機関としての加害者家族支援の団体がそれらの者へ対応できるはずであろう。なお、どの団体も常時相談に応じられる体制を整えており、支援を必要とするより多くの対象者への支援を実現するよう努めている点は評価に値すると思われる。

ただ、実際の支援の状況を見る限り、同団体の支援は、あくまでも、捜査、裁判、そして、受刑中である犯罪者を家族に持つ者に、その主眼が置かれているようである。刑務所出所者等の家族も支援の対象とはしているが、決してその実績が多いとはいえない。<sup>(20)</sup> 今後もこのような傾向が続くのであれば、加害者家族支援の民間団体に、特に刑務所出所者等の家族に限定した支援のノウハウや専門性を期待することは難しくなるであろう。

また、加害者家族支援の民間団体は家族支援のための機関との連携にも努めているが、更生保護関連の機関、特に、保護観察所や更生保護施設等との連携に関してはその実態を確認することができなかった。しかし、刑務所出所者等の家族に対する支援には、刑務所出所者等の本人を排除しては成り立たず、彼らへの支援及び処遇を行う機関との連携も欠かせないといえる。にもかかわらず、同団体と更生保護関連機関との連携が脆弱であるため、事実ごとに個々の連携の要請と調整が必要となり、支援の実施における効率が悪いと言わざるを得ない。そのため、一日も早く加害者家族支援の民間団体と更生保護関連機関の間の業務連携を行い、刑務所出所者等の家族支援における機関間の

協業を実現すべきである。

一方、少年更生保護施設による家族支援は、更生保護分野における家族支援の先駆けとしての意義を有する。少年の場合、成人と比べ親との関係が非行後の立ち直りへ及ぼす影響が大きいとみられ、家族支援の必要性も大きいといえよう。そして、住居支援や就労支援といった主に衣食住問題の解消を助けるための支援においても、少年の精神面に配慮した支援を併せて実施することによって、その効果を高めることができると思われる。ただ、少年更生保護施設による家族支援は、そもそも該当施設へ入所しないと受けられない支援であり、実際に支援を受けられる対象者はかなり限定されるという問題がある。また、同施設が行っている支援自体、家族関係の修復に関するプログラムの専門性の不足<sup>(2)</sup>、それまでの実績への客観的検証の欠如等の限界があり、支援の有効性を向上させるため至急改善が求められる。

当該施設へ入所できた少年とその家族より遥かに多くの少年とその家族が家族関係の修復のための何らかの取組を必要としており、少年更生保護施設による家族支援は、特定の更生保護施設でなく他の更生保護施設でも実施すべきである。さらに、更生保護施設に入所する少年だけが家族支援へのニーズがあるわけでもなく、親子の間で葛藤や問題が生じる危険は、少年院を仮退院または退院してすぐ家族のところに戻った場合にも十分あり得る。よって、更生保護施設へ入所した少年だけでなく施設を退所した少年やその地域に居住する非行少年に対し、通所支援の方法で家族支援を実施することについても考慮すべきである<sup>(2)</sup>。

なお、そもそも家族支援を少年に限定することにも疑問がある。家族支援による改善更生や社会復帰の効果は少年にだけその効力があるのだろうか。結論からいえば、成人の刑務所出所者等にとっても、家族支援の必要性と効果は少年のそれと大きく変わらないと思われる。むしろ、少年であれば、親と子の関係修復に問題が集中されている反面、成人の場合、少年同様、自分が子としての親との関係に加え、自分が親として自らの子との関係、夫婦関係等につい

てのより様々な問題を抱えている場合もあり、家族支援のニーズや家族支援による効果が決して少年のそれより少ないということはないはずである。したがって、少年であれ成人であれ、その年齢を問わず、家族関係の修復が求められる対象者がいれば支援を施すことのできる体制が必要である。

現在家族支援に取り組んでいる少年の更生保護施設のほか、成人を入所対象とする他の更生保護施設や一時保護事業を行っている更生保護法人等の更生保護関連機関が新たな主体となつて家族支援に取り組むべきであろう。なお、更生保護施設が入所者への支援を基本としているため、更生保護施設に入所していない刑務所出所者等とその家族で支援を受ける必要性と願望のある者が家族支援を受けられない問題については、通所支援を導入し対応すべきである。もっとも、更生保護施設による家族支援の導入に際し、その必要性と意義、具体的取組の内容、また、それによる効果と限界等を検討・議論する必要がある。そこで、更生保護施設による家族支援の取組が比較的活発に行われている韓国の例を参照し、そこから得られる示唆を踏まえ、本稿の結論において、今後更生保護施設による家族支援の在り方を論じることとする。

### 三 韓国における更生保護支援としての家族支援

#### (一) 概観

韓国の更生保護分野における刑務所出所者等の家族への関心は、更生保護法制の規定から容易に見てとれる。更生保護の方法を規定する「保護観察等に関する法律」第六五条第一項で「更生保護対象者の家族に対する支援」を挙げしており、「保護観察等に関する法律施行令」第四五条の三で「更生保護対象者の家族に心理相談及び心理治療、就業

支援、学業支援等を行う」とし、家族支援の具体的方法まで明らかにしている。

なお、韓国の更生保護事業を担う主体である韓国法務保護福祉公団（以下、公団とする）は、二〇一三年、更生保護対象者だけに焦点を当てた支援だけではその者の改善更生・社会復帰を助ける上で一定の限界があるという認識に基づき、家族支援へ注力する方針を固めていた。<sup>23</sup>そして、翌年の二〇一四年には、京畿道烏山市に家族希望センターを開所しており、家族支援の重点的実施の方針をより本格的に推進する契機とした。

現在公団の行う家族支援は家族希望事業、住居支援、合同結婚式、学業支援の四つの取組に代表される。以下では、各取組の具体的内容を確認し、その実績を踏まえ、各取組における効果を評価しつつ現在の取組に見出される限界等への指摘をも行うことにする。

## （二） 支援の内容

### 1 家族希望事業

家族希望事業は、更生保護対象者の<sup>24</sup>家族関係を修復するための取組として、公団の行う家族支援の代表的なものである。具体的には、①家族心理相談プログラム、②家族教育、家族キャンプ、文化体験を内容とする家族親和プログラム、そして、③その他の家族支援プログラムで構成されており、各プログラムの具体的内容は以下の表1の通りである。

家族希望事業の各プログラムへの参加を希望する更生保護対象者とその家族（直系尊属・卑属）が申請書類を提出すると、保護審査会<sup>25</sup>で審議し実施可否が決められる。<sup>26</sup>

基本的に同支援は、①本人（または保護者）が支援を拒否するに至った場合、②保護期間が経過した場合、③保護の目的が達成されそれ以上保護及び支援の必要がなくなった場合、④連絡が不可能となった場合（連続五回以上の連絡

表 1 家族希望事業の詳細

分類		内容
家族心理相談プログラム	家族心理検査	対象者とその家族構成員の心理問題を把握するため実施する検査であり、家族希望事業における相談及びプログラムと並行して実施できる。
	家族深化相談	1世帯の対象者及びその家族構成員の心理問題に応じて個別に進行する相談である。類型としては親子相談、夫婦相談、家族相談がある。
	家族集団相談	2世帯以上の対象者及びその家族構成員に対し、集団で相談プログラムを進行する。
家族親和プログラム	家族教育	家族構成員の心理面における成長を促し、家族間のコミュニケーションを強化するため、専門講師により進行される講義形式のプログラムである。教育時間は最低1時間から最大3時間までとし、1日かけて行う。
	家族キャンプ	家族関係の増進等をテーマにして家族構成員の心身を治癒する宿泊型プログラムであり、1泊以上を予定している。家族キャンプの日程の中で必ず集団相談を1回以上行う。
	文化体験プログラム	公演観覧、スポーツ観戦、体験活動等で構成される。1日プログラムである。
その他の家族支援プログラム		家族心理相談プログラムに参加した対象者とその家族に限定して行う、子供に対する学業支援である。学業に必要な物品及び奨学金・入学金等の支援を内容とする。

注：한국법무보호복지공단 [2018년 한국법무보호복지공단 가족희망센터 공단 가족 지원사업 (수형자가족지원) 활성화를 위한 법적·제도적 검토] (2018) 22쪽, 「法務保護の実施に関する規則」〈別表5〉を参照。

回避または、三か月以上の音信不通)、⑤更生保護対象者及び家族が死亡した場合、終了となる（法務保護の実施に関する規則<sup>(27)</sup> 第四一条）。

## 2 住居支援

### (1) 概観

まず、公団が家族支援の一環として取り組んでいる「住居支援」が、日本の更生保護における「住居支援」とは区別される概念であることに注意が必要である。日本における住居支援は、帰る場所のない刑務所出所者等に更生保護施設や自立準備ホーム等の一時的居住地を提供することをい

うが、韓国における住居支援とは対象者に対し住宅の賃借に必要な支援を行うことを指しており、「保護観察等に関する法律施行令」(大統領令第三二三八〇号、二〇二二年一月一五日施行) 第四一条の二)、更生保護対象者とその家族が一緒に住める場所を提供する支援である。

二〇〇一年、慶南支部でのハッピーホーム三戸の試験的運用を経て、二〇〇六年、法務部と国土交通部及び韓国土地住宅公社が業務協約を締結し、本格的な住居支援の取組が始まった。<sup>(29)</sup>そして、二〇一四年には「保護観察等に関する法律」の改正を機に正式に更生保護方法の一つとして明文化された。<sup>(30)</sup>

(2) 対象者

住居支援は、住宅を有しない更生保護対象者として、①自立への意思と家族に対する実質的扶養責任を持つ世帯主として本人を除く扶養家族が一人以上おり、自立更生のため同支援が必要であると認められる者、または、②支部長等により同支援が必要であると認められ支部等の保護審査委員会で推薦された者のいずれかの要件に該当する者を対象とする(「住居支援事業業務処理指針」第六条)<sup>(31)</sup>。なお、食事付き宿泊提供の支援を受けていた者、すなわち、公団の生活館に入所した者の中で生活館での審査評価が良い者も対象となる(「宿食提供及び生活指導業務処理指針」第二八条第四項)<sup>(32)</sup>。

また、二〇一九年からは出所者だけでなく受刑者も住居支援の対象としており、管轄区域内の矯正施設から予備入居希望者の推薦を受け、同支援の開始可否に関する審査を経て選定された者も出所後住居支援の対象者となる(「住居支援事業業務処理指針」第七条)<sup>(33)</sup>。

(3) 審査機関と選定基準

対象者選定は、対象者の資格・順位等を審査するため設置される住居支援審査委員会(以下、審査委員会とする)で行う(「住居支援事業業務処理指針」(以下、同様) 第二条第二項)。審査委員会は、韓国土地住宅公社(以下、住宅公社と

する)から住居支援の目的で新規で受け持った住宅(以下、入居住宅とする)の入居者の選定に関する事項、住居支援対象者の契約解除または、解約に関する事項、住宅を所有している者の入居選定に関する事項、その他、住居支援に関する事項で審査委員長が附議した事項を掌る(第四条第一項第一号<sup>(34)</sup>)。委員長を含め五人以上九人以下の委員で構成され(第四条第二項)、これら在籍委員の過半数が出席した場合のみ開会し、出席委員の三分の二以上の賛成をもって議決する(第四条第八項)。

ところで、対象者選定の際、住居支援を申し出た者が住宅を有しないことを確認することはもちろん、再犯リスクを分析しその結果に基づき審査を行っている<sup>(36)</sup>。なお、入居者選定において考慮される重要な点は、各件につき公団職員<sup>(37)</sup>の作成する入居者選定評価表から確認することができる。同評価表は、基本評価(六〇%)、特異評価(四〇%)、付加評価(一〇%)<sup>(38)</sup>の三つにわけて評価項目を分類している。基本評価では、扶養家族の数、高齢者または、障害者である同居家族の有無、経済的能力<sup>(39)</sup>、受刑期間、出所後の期間を、特異評価では、再犯リスク、就労(勤続)、技術資格取得、貯金について評価している。なお、家族教育、家族キャンプ、家族向けの文化体験プログラムへの参加も評価項目の一つである。

#### (4) 支援内容

住居支援の対象として選定された者は、支部長等と約定を締結してから該当物件へ入居することができる(第九条第一項)。そして入居のため必要な保証金も公団から一部支援を受けることができる(第二二条)。すなわち、住居支援対象者は入居保証金として二五〇万ウォンの支援を受け、約二〇坪の住宅に入居することになる<sup>(40)</sup>。

ところで、住居支援に伴い対象者には一定の義務が課される。住宅管理を徹底し、目的外の使用を禁ずること、電気代と水道料金等の管理費を誠実に納付すること、自立計画を充分に履行すること(三か月毎に自立活動関連の相談へ同意)、新たに住宅を取得したら告知すること(第二三条)等の約定書上の諸般の遵守事項を履行することが求められ

ている。

契約期間は基本二年とされるが、四回にわたり更新できて、最長一〇年までの入居が可能である<sup>(41)</sup>。さらに、一〇年の満期まで居住した者で住宅公社の賃貸住宅の入居資格を満たしている場合、契約期間終了三か月前まで管轄住宅公社に契約転換を申し出ることできる（第一〇条第一項）。

ただ、契約期間中であろうとも契約解除が相当な事由が発生した場合、契約は破棄され、退去しなければならない。その事由としては、①虚威又は、不正の手段を用いて住居支援の約定を締結した場合、②三か月以上の家賃及び管理費の未納があった場合、③住居支援による賃貸契約が開始された日から二か月以内に入居しなかった場合、④近隣住民との紛争等により苦情の申立てがあった場合、⑤支援物件を転貸、あるいは、譲渡した場合、⑥再犯を犯し禁錮刑以上の確定判決を受けた場合、⑦支援物件で犯罪に関わる謀議又は集会を行った場合、⑧支援物件に故意に損壊行為等を行った場合、⑨対象者が死亡した場合、⑩支援物件に入居した後に対象者、配偶者、同居家族（直系尊属・卑属）が相続、売買等をして住宅を取得し、その事実を公団に知らせなかった場合、⑪その他自立計画履行状況が良好でない等の住居支援を継続することが相当ではないと判断される場合がある（第一四条）。

### 3 その他（合同結婚式及び学業支援）

公団は家族支援の一環として、経済的困難により結婚式を挙げなかった保護対象者の夫婦を集め、合同で結婚式を挙げさせている。すでに婚姻届を出して法律上既婚ではあるが結婚式を挙げられなかった夫婦や、結婚を予定しているものの結婚式を挙げられる経済的余裕のない者が対象となる<sup>(42)</sup>。

合同結婚式は、国の予算や公団の資金ではなく法務保護委員の協力で行われており、結婚祝いとして夫婦に家電や祝儀金を渡している<sup>(44)</sup>。同支援により結婚式を挙げた夫婦は、一九八二年から二〇一九年現在までで二七八五組に及ぶ<sup>(45)</sup>。

一方、学業支援は、出所者又は出所者の子として小学校・中学校・高校に在学中である者、あるいは、小学校卒業程度認定試験、中学校卒業程度認定試験、高等学校卒業程度認定試験を受験する者を対象とする。そして、未就学児であっても支援が必要な事由がある場合、保護審査会でその支援可否を決めている<sup>(46)</sup>。

なお、二〇一八年からは、矯正施設での受刑期間中、受刑者の子供に対する学業支援を受けた者で出所後も引き続き学業支援を希望する場合、公団による学業支援を受けることができる<sup>(47)</sup>。

学業支援は、直接支援と間接支援に分けられる。直接支援では、学習教材、学用品、制服、(通学)定期券<sup>(48)</sup>、靴、給食費や学費等の金品を支給し、間接支援では、親子への支援として体育・文化活動、体験学習、学習指導及び相談等の金品以外のサービスを提供する(「学業支援業務処理指針」(以下、省略)第二条)。そして、直接支援と間接支援は予算の範囲内であれば重複して支援を受けることが可能である(第四条第一項)。

間接支援は支援開始から一年以内の期限を設けているが、直接支援は一回の支援を原則としており、必要が認められる場合に限り最大二回までの支援を行っている(第七条第一項及び第二項)。対象少年の状況によって支援の詳細とそれに伴う支出が異なってくるが、年齢によって年間支援限度額を定めており、その限度額の範囲内で支援を実施している<sup>(49)</sup>。一方、学業支援の中断事由として、対象者が再犯を犯した場合、対象者が支援終了を希望する場合、対象者と三か月以上連絡のつかない場合、学業支援の参加者が望まないため支援を継続させることが難しいと判断される場合等がある(第一〇条第一項)。

### (三) 支援の実施状況

公団の行う更生保護支援を生活支援、就労支援、家族支援、相談支援の四つに分け、その実施件数の合計を単純比較すると、他の三つの支援が万単位の実施件数に至っている一方、家族支援だけが二〇〇〇件前後に止まっているこ

表2 年度別 (2015 ~ 2019 年度) 更生保護支援の実績

(単位: 件数)

		2015	2016	2017	2018	2019
生活支援	宿食提供	2,340	2,273	2,167	1,846	1,568
	援護支援	4,708	5,136	5,659	6,139	7,033
	その他支援	7,087	11,103	12,407	13,172	14,425
	合計	14,135	18,512	20,233	21,157	23,026
就業支援	職業訓練	2,505	2,882	3,003	3,602	4,305
	就業斡旋	4,174	4,715	4,382	3,687	3,864
	就労支援	5,014	4,997	5,655	5,726	6,117
	創業支援	13	14	3	3	5
	合計	11,706	12,608	13,043	13,018	14,291
家族支援	住居支援	152	152	152	220	278
	合同結婚	95	95	108	86	103
	家族希望事業	1,390	1,264	1,600	1,747	2,224
	合計	1,637	1,511	1,860	2,053	2,605
相談支援	事前相談	22,113	27,272	30,795	30,630	32,062
	社会性向上教育	3,551	3,743	3,863	3,671	3,674
	心理相談	4,889	5,103	9,322	11,759	12,694
	事後管理	10,993	12,327	14,343	15,144	17,148
	合計	41,546	48,445	58,323	61,204	65,578

注: 한국법무보호복지공단 『2019 법무보호연감』 (2020) 110 쪽.

とが分かる<sup>50)</sup>。おそらく他の支援と異なり家族という特定の条件を満たす者を対象とすることが大きく起因しているかもしれない。ただ、このような事情を勘案しても現在の家族支援の実施件数は、同支援が十分活用されていないような印象を与えるものであるといえよう。

このような状況において、家族支援の中心ともいえる家族希望事業の実施人員が、明らかな上昇傾向にあるのは肯定的に評価することができるであろう。この現象を、単に支援の必要な対象者が増えたことによるものと見ることもできなくはな

表3 2019年度家族希望事業の実績

	実人員 (人)	実施世 帯数	プログラム別開始人員及び件数				
				合計	家族教育	家族キャン プ	文化体験
家族親和 プログラム	82	38	開始人員 (人)	82	17	—	65
			開始件数 (件)	83	18	—	65
家族心理相談	実人員 (人)			合計	家族深化 相談	家族心理 検査	家族集団 相談
	61	開始人員 (人)	133	43	48	42	
		開始件数 (件)	455	271	87	97	

注：한국법무보호복지공단 『2019 법무보호연감』 (2020) 174 쪽.

いが、むしろ家族支援の積極的実施を図るための公団の様々な努力の結果と見た方が妥当であると思われる。また、二〇一八年度から二〇一九年度にかけての増加は、受刑者家族への支援が始まったことも深く関係している。この点については評価が分かれる部分であると思われるが、詳しい議論は次の項（四）各支援における評価と限界）で改めて論ずることとする。

ところで、家族希望事業の実施状況をより正確に把握するため、二〇一九年度におけるプログラム別実施件数を参照したい。表3によると、二〇一九年度現在、家族親和プログラムの家族教育や文化体験へ参加した者は八二名、家族心理相談を受けた者は六一名であり、家族親和プログラムでは文化体験の実施人員や実施件数が圧倒的に多い。家族親和プログラムの内容自体、公演観覧、スポーツ観戦、体験活動等、娯楽に近い性質を持っており、おそらく参加する側として気楽に参加できるという点が実績に肯定的に影響していると思われる。一方、家族心理相談では、実人員が六一名であるのに対し各相談の人員と件数が一三三名と四五五件となっている。この事実から、一人が一つの相談プログラムに参加するのではなく、複数の相談プログラムを受けており、かつ、個々の相談プログラムも数回にわたり

行っていることを推測できる。要するに、家族心理相談が一回行いうイベント的な支援でなく一定の期間継続して行う支援として機能していることが分かる。

一方、家族希望事業と同じく住居支援も実施件数の増加傾向を確認することができる。住居支援を初めて実施した二〇〇六年は一三三戸の物件が与えられたが、二〇〇七年と二〇一七年の間には毎年一五二戸が、さらに、二〇一八年と二〇一九年ではそれぞれ二二〇戸が提供され、支援初期の頃より住居支援用の物件数自体が随分増えている。<sup>(4)</sup>

住居支援の場合、同支援を希望する者、また、同支援が必要な者共に多くいるが、持続的に増えてはいるものの、支援における物件の戸数に限界があり、その実績を大幅に増やすことは難しい。なお、その戸数自体、公団の意思だけで変動させることができるものではなく、住宅公社の理解と協力が前提となる事柄であるため、同支援の拡充は他の支援のそれより難点が多いように思われる。ただ、その中での近年の実施状況の上昇は、同支援の積極的推進への公団の確固たる意思を窺わせるものであり、今後の住居支援の更なる拡大が期待できるといえよう。

#### (四) 各支援における評価と限界

公団による家族支援は、支援の対象を更生保護対象者とその家族としており、更生保護の支援対象を本人だけに限定してきた長年の固定観念を覆す大胆な試みであった。なお、家族支援として一つの方法を講ずるのではなく、精神的サポートから経済的な支援にわたり様々な方法を用いており、更生保護対象者と家族の求める多様なニーズに合わせた支援を提供している点において評価に値する。

そして、家族支援の意義を次の二つの側面からも見出すことができる。まず、家族支援を通じて更生保護対象者と家族の関係を修復することは、単に家族関係の改善という効果があるだけでなく、本人の改善更生や社会復帰を助ける効果も伴うものである。安定した家庭環境や信頼を取り戻した家族関係は、更生保護対象者の再犯を防ぐ最も強力

な要因になると言われており、このような効果は更生保護支援としての家族支援の目的の一つでもある<sup>(32)</sup>。

なお、家族支援は更生保護対象者の家族が抱える問題に対応する支援としての意義がある。家族関係の修復を目指す心理相談は、更生保護対象者本人にとって必要な支援であるが、同じくその家族にとっても必要な支援である。学業支援の場合、更生保護対象者である親を持つため学業への支障が危惧される子供の学業を助ける支援として、専らその子供が支援の直接的対象となっている。要するに、家族支援は更生保護対象者の家族へ焦点を当てた支援として更生保護の新たな役割を担っているといえよう。

さらに、家族支援の各取組について以下のような評価、または、指摘ができると思われる。

まず、家族希望事業の中心にある家族心理相談では、専門的なプログラムを備え高い効果が期待できる。家族希望事業の運営のため専門心理相談職を配置し、専門知識に基づいた心理相談のプログラムを作成しており、更生保護対象者とその家族に上質な精神的サポートを提供している。しかし、実際に心理相談を受けた者、心理相談の受けられる者のどちらも多くなく、支援の実施がかなり限定的であるという問題がある。更生保護対象者とその家族は心理相談を受けるために家族希望センターを複数回にわたり通わないといけないが、当然、通院できる距離に住んでいる家族より居住地が同院から遠く通えない家族の方が圧倒的に多い。移動距離が長く通院にかかる時間が負担になることはもちろん、その移動のため必要な交通費も本人と家族にとっては同支援を諦めさせる要因になりかねない。さらに、近い距離に居住している場合、または、通院が可能な距離に居住している場合でも、平日の時間を割いて心理相談に来られる人は大幅に限られる。特に、日雇労働に従事する者であれば、心理相談に参加する日はその仕事を諦めざるを得ないが、それによる影響は生活に直接的に重大であって、生計を立てるため心理相談を諦めてしまうケースも多々ある。

ただ、この問題について公団も早い段階から認識しており、より多くの家族に心理相談の支援を行うため、心理相

談に参加する家族に交通費を支給している。しかし、このような対策で実際どれほど効果が出るかは疑問に思えるところもあり、もっと根本的な対策を検討すべきであろう。

次に、住居支援は、更生保護対象者と家族に安定した居住地を提供し、本人とその家族が地域社会に定着できるように助ける最も積極的な支援である。実際、他の更生保護支援と比べその満足度が最も高く、再犯率は断然低いと評価されている<sup>(53)</sup>。ただ、この満足度と再犯率の数値だけをもって同支援を評価することには慎重になるべきである。というのも、満足度調査は持続的に行われたわけではなく、限られた期間、限られた人員を対象としているため、住居支援に対する満足度を表す数値として有意性に欠けるといえるからである。再犯率に関してはより注意が必要である。

公団の発表した再犯率は具体的にどのような資料に基づいた数値か、どの期間を算出した数値かが定かでなく、統計としての意義が乏しいと言わざるを得ない。さらに、他の支援と比べ、または、全体の刑務所出所者等の再犯率と比べ、同支援を受けた者の再犯率が断然低いという事実があるとしても、それが同支援による効果か、それとも、住居支援を受けた対象者自体、再犯の危険が低い者で構成されているか不明である。この問題は多くの希望者の中から限られた支援対象者を選定せざるを得ない支援に共通する問題であるが、住居支援においても例外ではないはずである<sup>(54)</sup>。

そして、住居支援の退去事由についても見直しが必要な点を指摘することができる。例えば、近隣住民等との紛争等が生じた時、対象者にその非があるかもしれないが、近隣住民等との関係が上手くいかず発生する紛争等もあるはずで、その責任を対象者と家族だけに押し付けることが果たして正しい解決策か疑問が残る。対象者と家族をその家から退去させるよりは、公団が紛争が生じた当事者の間に入り仲裁を行う方が望ましいと思われる。また、遵守事項の履行が良好でない場合というのもその判断基準が曖昧であり、居住地という一家としては生活の根幹に関わる環境を維持できるかどうか現場の判断によって左右されるおそれがある。もちろん、そのような事態が実際起こる可能性は大変低いであろうが、そのような余地をわざわざ規定上残す意味もないと思われるため、退去事由から排除すべ

きだと思う。

一方、合同結婚式は、結婚式の持つ象徴的な意味がその者の更生に繋がることを期待しての支援である。しかし、この支援による効果を測定することは難しいことはさておき、四〇年前と比べて、現在、結婚式を挙げるのが更生にどのような意味があるか改めて考える必要がある。特に、同支援の有する意味、同支援の果たす役割等について正確な根拠に基づく分析が不足しているが、対象者とその家族にとって有意義な支援となるためには、研究による客観的な根拠に裏付けられなければならない。たとえ合同結婚式が更生保護分野における伝統的な儀式の一つであるとしても、今後のその在り方については大々的な見直しが必要であると思われる。

そして、学業支援は、更生保護対象者が親として子に対する養育責任を果たすことを補助する機能と、前述した通り、更生保護対象者の子の学業上必要な支援として本人ではなくその家族のニーズに応える機能があるといえよう。

刑務所出所者等の中で子供を有する者は、自分自身の自立、社会定着のために努めることに加え、自分の子に対する親としての責任を果たすことが求められる。そして、この養育の責任を果たすことは、本人の改善更生・社会復帰における強力な動機でありながら、改善更生・社会復帰を遂げたか否かを分別する指標の一つにもなる。しかし、多くの刑務所出所者等は自分一人の住む場所を探し就職することすら困難であり、そのうえ子供の養育の責任を果たさないといけない状況となれば、その者の改善更生・社会復帰はさらに困難さを増すであろう。そこで、子供の学業に必要な最低限の経済的援助をしながら教育支援を行うことにより、本人の養育における負担を少しでも減らし、その者の更生を助けることができると思われる。

ところで、学業支援が本人の再犯等によって中断されることは、同支援における大きな欠陥であると言わざるを得ない。このような終了事由を掲げていることは、おそらく、更生保護対象者の本人の改善更生の意欲を向上させるためだと思われるが、学業支援の真の対象者である子供に焦点を当てると、親の都合により支援が中断され学業に支障

表4 2019年度受刑者家族支援の実績

		人数 (人)	回数 (回)
学習指導補助		158	467
心理相談	個人相談	152	182
	集団相談	10	13
	心理検査	54	55
		人数 (人)	金額 (千ウォン)
経済支援	援護支援	181	42,430
	学業物品支援	523	77,629
	奨学金支援	51	9,460
		選定人員 (世帯数)	入居完了 (世帯数)
住居支援		21	14

注：한국법무보호복지공단 『2019 법무보호연감』 (2020) 174 쪽.

が生じることで、その子はまた親によって理不尽な経験をさせられ、せっかく修復に向かっていた親子関係も振り出しに戻っておそれがある。よって、現在の学業支援における終了事由を見直し、より更生保護対象者の子供の利益に沿う支援を旨すべきである。

最後に、近年公団が更生保護対象者だけでなく受刑者の家族までその支援を拡大している点について言及することにする。公団による受刑者家族に対する支援の実施は、受刑者が出所してすぐに安定した環境の下で社会復帰できる機会を与える。そして、近年始まったばかりの取組ではあるものの、表4の実績からして同取組に対する公団の積極的な姿勢が窺われ、今後受刑者家族支援のさらなる拡充が予想される。

しかし、家族支援を必要とする更生保護対象者の多くが実際に同支援を受けているとはいえない状況があり、その状況において、刑務所に在所中である受刑者の家族への支援を拡大することには疑問を抱かざるを得ない。受刑者と更生保護対象者を分けて同支援を評価することにどれほどの意味があるかについては議論の余地があるとはいえ、更生保護支援の対象者でない者を対象に入れて、更生保護支援としての家

族支援が拡大されたと評価することはできないであろう。公団が受刑者とその家族にまで支援の範囲を広げていることを非難するわけではないが、まず、更生保護対象者への支援が十分行われた後に、受刑者とその家族への支援を実施すべきではなからうか。その点を踏まえ、更生保護支援としての家族支援のさらなる拡充を図るための努力を期待したいところである。

#### 四 更生保護施設の新しい役割としての家族支援

最後に、以上の韓国の更生保護分野における家族支援の内容を踏まえ、日本の更生保護分野における家族支援の導入について論ずることにする。

更生保護分野における刑務所出所者等とその家族に対する支援について、まず、その導入の必要性を確かめ、支援の在り方を検討すべきである。刑務所出所者等とその家族に対する支援を行う意義をどのように説明できるのか。刑務所出所者等とその家族に家族支援のニーズはあるのか。家族支援を行うことよって期待できる効果としては何があるのか。これらの点に関する議論は、家族支援の導入を裏付ける最も根本的な論点であるが、残念ながら、その議論はほぼなされていないに等しい状況である。しかし、その事実が同支援の必要性を否定する根拠にはならないことに注意が必要である。本稿で紹介した加害者家族支援を目的とする民間団体の活動や特定の少年更生保護施設による取組は、まさに、家族支援の必要性に基づくものであり、すでに実務の現場では家族支援の必要性が認知されているといっても過言ではない。さらに、保護観察の実施では、家族の働きかけが対象者本人の立ち直りへの強い動機づけになると期待<sup>(55)</sup>され、家族の役割が重視される一方で、自責の念や無力感を抱える等の理由で対象者だけでなく家族に一定の支援が必要な場合があるとの指摘がある<sup>(56)</sup>。これらの状況に鑑みて、現在、更生保護分野で具体的に家族支援の

導入を主張する見解がないとしても、家族支援の必要性についてはその認識が共有されているように思われる。

なお、本稿の冒頭（一問題の所在）でも言及しているように、現在の深刻な再犯状況を打開する対策として家族支援の導入が必要であるといえよう。ただ、刑務所出所者等の中には、家族がいない者や、家族との関係の修復が全く見込まれない者等の、家族支援を施しようがない者の存在もあり、それらには家族支援が機能しないと指摘もあり得る。しかし、その一方で、家族との関係を修復することによって、または、刑務所出所者等とその家族が共に抱えている問題を解決することによって、本人の改善更生・社会復帰の効果が大きい期待される場合もあり、その場合、同支援による再犯防止の効果は決して否定し得ないと思われる。更生保護事業としての取組が、刑務所出所者等のすべての対象者のニーズを満たし、かつ、すべての対象者へ改善更生、社会復帰、そして、再犯防止の効果があることも大事だが、社会の変化に伴い刑務所出所者等の抱える問題が多様かつ複雑になっており、その多様なニーズに応えることが今後の更生保護事業に求められる役割の一つといえる。したがって、家族支援のニーズを抱える者に、そのニーズを踏まえた支援を講じて、再び犯罪を犯すことを防ぐことは、現在の更生保護事業の目指すべき在り方であり、そこから再犯防止対策として同支援の意義を説明できるであろう。

ところで、刑務所出所者等とその家族に必要な支援としては何があるのか、その取組はどのように行われるべきなのか。そして、その取組の対象はどう設定されるべきか。また、その取組の実施はどかが担うべきか。

まず、家族支援の対象者について考えると、更生保護事業の一環として家族支援を導入する際、現在の制度のままでは、家族支援を受けられる対象者は更生保護事業の対象者、すなわち、保護観察対象者及び、更生緊急保護対象者<sup>57)</sup>になる。しかし、この場合、家族が一緒に住める居住地の提供や本人でなくその子に対する学費・学習補助といった支援は事実上その実施が不可能である。韓国で行われている家族支援の例に鑑みて、これらの支援は長い期間、特に、住居支援においては最低二年の期間が必要となるが、更生保護事業の対象者への支援期間はそれよりはるかに短い

が現状である。もちろん、保護観察期間が長く、家族支援の受けられる期間が確保できる者もいるが、更生保護事業の対象者の多くは保護観察の期間が一年未満であったり、更生緊急保護の対象者として保護期間が六か月未満であったりする。すなわち、現在の更生保護事業の対象者では、家族支援の実施に十分な保護期間を持たないため、家族支援を受けられない問題が発生しかねない。

なお、現在の法律では、更生保護事業の対象者に、刑務所出所者等の家族は含まれておらず、刑務所出所者等の家族に対する支援の実施ができない点を指摘できる。実務では、保護観察対象者の家族に対しては保護司が、更生保護施設入所者の家族に対しては更生保護施設の職員が、それぞれ相談に応じたり何らかの働きかけを行ったりすることもあるが、家族支援の導入に伴い本格的にその家族を支援の対象とすると、刑務所出所者等の本人だけでなくその家族への支援を基礎づける法的根拠が必要となる。そして、この点について前記の支援期間に関する問題も合わせて考えると、現在の更生保護事業の対象者とは別に家族支援の対象者を設定する必要があると思われる。例えば、家族支援の対象者を、保護観察対象者の家族、または、更生緊急保護対象者の家族とし、また、その家族というのは、事実婚を含む配偶者、四親等以内の血族等のように限定して、なるべく具体的に明示する方が望ましい。そして、支援期間についても、他の支援より長い期間を要する家族支援の特性を踏まえ、支援開始から一年以内とする等、現在の規定より、より長く支援期間を設定する必要がある。ただ、それでも住居支援に必要な期間の確保は難しいかもしれないが、この問題は今後日本が導入する住居支援の具体的な内容によって対応できると思われる。要するに、住居支援を、賃貸契約における補助や、契約金の援助等のように、継続的な家賃の援助ではなく、あくまでも入居に際しての支援に徹する支援と整理することができるのであれば、支援期間を居住期間と同様の期間に設定する必要はないはずで、他の家族支援より長い支援期間を別に設けなくても支援の実施上問題は生じないと思われる。

次に、更生保護分野における家族支援の実施主体として、民間機関である加害者家族支援団体と更生保護施設、あ

るいは、国家機関の保護観察所が考えられよう。ただ、全国で二か所しか存在しない加害者家族支援の民間団体に、刑務所出所者等とその家族に対する支援を全部担わせることは、実現可能性が大変低い方策であろう。また、国家機関の保護観察所を実施主体とする場合、刑務所出所者等の本人の改善更生・社会復帰を図るための支援として保護観察所による家族支援の実施が十分考えられるものの、本稿で提案している家族支援では保護観察対象者の家族が支援の対象となる住居支援や学業支援も含まれており、その家族に対する支援まで保護観察所が直接実施することについては議論の余地が多く慎重な判断が要される。ところで、更生保護事業の一環としての家族支援であることを考えると、現在更生保護事業の実施主体である更生保護施設が家族支援を担うことが最も自然であるといえよう。さらに、更生保護施設の中には、既に家族関係の良好でない者に対して相談を行ったり、その家族からの相談に応じたりして、必要に応じて入所者と家族への対応を行う施設があり、本稿でも取り上げたように非行少年とその家族に対する家族支援を実施している施設の存在もある。要するに、現在の更生保護施設に制度的かつ体系的な家族支援は存在しないものの、家族支援の性格を帯びる取組が行われている。したがって、今後更生保護事業としての家族支援の導入に際し、更生保護施設をその実施主体とすることが妥当であると思われる。

では、更生保護施設による家族支援として具体的にどのような取組が考えられるか。ここでは、本稿で取り上げた韓国の例を参考に検討することにする。韓国で行われている家族支援として、家族希望事業（心理相談）、住居支援、合同結婚式、子供の学業支援を紹介しているが、合同結婚式に関しては同支援による効果についての明確な証拠が乏しい上、日韓の間には結婚式に関する社会的、個人的意義に多かれ少なかれ差があると思われるため、検討の対象から外すことにする。

まず、心理相談は、刑務所出所者等とその家族の関係を修復させる有力な効果があると期待され、家族支援として欠かせない取組であるといえよう。なお、現在も更生保護施設では定期的な面談を実施し入所者の精神的サポートを

行っており、家族支援としての心理相談を取り入れることが比較的容易にできると思われる。ただ、現在の更生保護施設による心理相談という名目の面談をそのまま発展させ、家族支援としての役割を追加することには、家族支援としての心理相談による本来の効果を十分発揮できないおそれがある。というのは、現在の心理相談は、家族関係に関する問題に焦点が当てられているわけでもなく、更生保護施設の入所者が社会復帰や自立に関して抱く様々な不安や施設で生活する中での悩みについての相談に徹しており、心理相談の専門家によるそれとは大きく性質が異なるからである。故に、現在の心理相談に家族支援の側面を追加するだけでは、家族との関係の修復という目的を達成できるとは到底思われない。

さらに、各更生保護施設の職員は更生保護支援全般に関わっており、現在でも職員一人が抱える業務負担の大きさについて改善を要するところ、家族関係修復に向けた専門的な心理相談まで加わると、既存の業務にまで支障が生ずる事態が危惧される。したがって、家族支援としての心理相談は、相談専門機関への業務委託による方法、または、地域拠点の更生保護施設を指定し、心理相談の専門家を配置する方法によって実施すべきである。

地域拠点の更生保護施設を指定する方法は、要するに、各地域に一箇所以上の施設で専門的心理相談職を配置し、家族支援としての相談を実施することである。専門的処遇を行わせるため一部の更生保護施設を指定する方法は、薬物処遇重点実施更生保護施設の指定<sup>(38)</sup>、および高齢者・障がい者に対する処遇に特化した施設の指定の経験<sup>(39)</sup>もあり、家族支援においても十分考えられる方法であろう。そして、長年刑務所出所者等とその家族に関わっており、彼らへの理解が深い更生保護施設が直接支援を実施する点で、その効果が期待できる。ただ、この方法では、家族支援を専門とする指定更生保護施設が、対象者とその家族が通えない距離にあり相談が受けられないという問題はあり得る。

一方で、相談専門機関の協力を得て実施する方法は、より多くの対象者への支援が可能であるだけでなく、既存のインフラを活用するため早く家族支援を導入できると思われる。そしてこの方法における更生保護施設の役割として

は、対象者等と相談専門機関を繋げる仲介的役割を果たしつつ、専門的心理相談と並行して対象者等の精神的ケアを行うことが求められる。

次に、住居支援の導入について考えてみたい。家族が一緒に住める場所を提供することは、家族関係の修復において最も効果的な方法の一つであり、それに伴う本人の改善更生の効果についても大いに期待できる。ただ、その効果だけをみて同支援をすぐ取り入れるには、日本の更生保護の事情に合わない部分が大きいと言わざるを得ない。現在の更生保護施設が韓国で行われている住居支援のような取組を直接行うことは、定員二〇人以下の小規模施設が多く、さらに、慢性的な経営難に苦しんでいる日本の更生保護施設の実情からしてとても難しいのである。ただ、韓国の場合も公団独自による試みではなく他機関との連携に基づき同支援の導入を実現したことに注目すべきである。住宅公社の協力があつたからこそ同支援が開始され、現在も住宅公社との協力に基づき支援が続けられている。

日本でも、各自治体が公営住宅を保有しており、住居に困っている低所得者に賃貸しているが、この制度を活用し刑務所出所者等とその家族への住居支援を可能にすることができると思われる。特に家族支援の目的を内包しているわけではないが、刑務所出所者等の住居確保のための公営住宅の活用は、既に「再犯の防止等の推進に関する法律」<sup>(6)</sup> 第一五条<sup>(6)</sup>によって明示されている指針であり、今後積極的実施が期待されることである。この取組の拡大に際し、家族支援としての活用も実現し得るのではなからうか。

もちろん、現在でも入居資格が揃っていれば、刑務所出所者等とその家族が自ら公営住宅への入居を申し出ることができる。そのため、あえて更生保護支援として住居支援を行う必要はないとする見解があるかもしれない。しかし、刑務所出所者等とその家族の中には、このような制度や社会の各種福祉を上手く利用できていない現実があり、それらの者を助けるための支援として更生保護支援が必要であることを改めて強調したい。そして、各自治体による公営住宅の賃貸へのアプローチができず困っている刑務所出所者等とその家族を助ける支援として、更生保護施設による

住居支援の必要性があると思われる。

一方、子供の学業支援については、刑務所出所者等の背負う養育の責任を補助することで親子関係の修復を助け、刑務所出所者等の子供のニーズを充足させる等の効果が期待され、その導入を検討すべきであろう。ただ、心理相談、住居支援、子供の学業支援の三つの取組に共通する指摘であるが、現在の更生保護施設に子供の学業支援を期待することは難しい。そもそも、更生保護施設の財政は保護観察所からの委託費に支えられているため、子供の学業支援においても同じく委託費を受けて実施することになるが、対象者へ一定金額を支給するだけの学費補助の場合、わざわざ民間の更生保護施設に委託して実施する意味は特にないと思われる。なお、学習補助においても、適任者を探し業務を委託することを各々の更生保護施設に任せる意味は特にならずで、むしろそうすることで同取組の実施における効率性の欠如が危惧されよう。このように考えると、継続保護事業を営む更生保護施設でなく別の機関、例えば、保護観察所や一時保護事業を営む更生保護法人等に行わせることを考慮しなければならないが、更生保護事業の中でも子供の学業支援だけを保護観察所に直接行わせることの相当性は説明し難く、一時保護事業を営む更生保護法人等に委託する方がより適切であると思われる。ただ、一時保護事業を営む法人に子供の学業支援を一任する場合、全国各地の対象者が平等に支援を受けられない問題、刑務所出所者等が一時保護事業を営む法人への接近が容易でない問題等の限界が予想され、これらの問題への対応が求められる。

- (1) 二〇二〇年八月一日現在の数字（更生保護ネットワークHP <https://www.kouseihogo-net.jp/hogohoujin/institution.html>（最終閲覧日：二〇二一年五月三日））。
- (2) 法務省法務総合研究所編『令和二年版犯罪白書』（二〇二二）二二二～二二九頁。
- (3) 法務省法務総合研究所編・前掲注（2）二二二～二二九頁。

- (4) 「更生保護事業法」第二条第二項及び第三項を参照。
- (5) 阿部恭子「加害者家族を支援する 支援の網の目からこぼれる人々」(岩波書店、二〇二〇)、阿部恭子「加害者家族の現状と支援に向けて」阿部恭子、草場裕之「加害者家族支援の理論と実践 家族の回復と加害者の更生に向けて」(現代人文社、二〇一五)、佐藤仁孝「加害者家族である親子の支援——NPO法人スキマサポートセンターの取組みから」阿部恭子、草場裕之「加害者家族支援の理論と実践 家族の回復と加害者の更生に向けて」(現代人文社、二〇一五)を参照。
- (6) 更生保護法人熊本自営会「更生保護施設における薬物中間処遇等」(特集…これからの更生保護事業)「更生保護第七一卷 第二号(二〇二〇)三二頁。
- (7) 特定非営利活動法人W O Hの活動については、同団体の公式HPの <http://www.worldopenheart.com/index2.html> (最終閲覧日…二〇二一年四月二一日)でも確認することができる。
- (8) 特定非営利活動法人スキマサポートセンターの活動については、同団体の公式HPの <http://sukima-support.net/> (最終閲覧日…二〇二一年四月二一日)でも確認することができる。
- (9) 阿部恭子「加害者家族を支援する 支援の網の目からこぼれる人々」(岩波書店、二〇二〇)二一～三頁。
- (10) 阿部恭子「加害者家族の現状と支援に向けて」阿部恭子、草場裕之「加害者家族支援の理論と実践 家族の回復と加害者の更生に向けて」(現代人文社、二〇一五)二〇～二二頁。
- (11) 佐藤・前掲注(5)二五頁。
- (12) なお、希望があれば、個別カウンセリングや家庭訪問も実施する(佐藤・前掲注(5)八五頁)。
- (13) 遠藤涼一「犯罪加害者家族に光を！」(特集「保護観察対象者の家族への支援」)「更生保護第七一卷第二号(二〇二〇)二五頁。
- (14) 二〇一五年現在、男子少年一人、成人男性四人を定員としているが、今まで成人男性を受け入れたことはなく、事実上少年専用の更生保護施設としての運営が続いている(百瀬寛由「更生保護施設における少年の処遇と立ち直り」犯罪社会学研究第四〇号(二〇一五)四九頁)。
- (15) 百瀬寛由「現場からのレポート 少年更生保護施設での家族への関わり」(特集「保護観察対象者の家族への支援」)「更生保護第七一卷第二号(二〇二〇)三九～四〇頁。
- (16) 百瀬・前掲注(14)四九～五〇頁、百瀬・前掲注(15)四〇～四一頁、全国更生保護法人連盟「更生保護施設入所少年等

- に対する処遇連携に関する調査研究事業（最終報告書）（二〇〇三）二九頁。
- (17) 更生保護法人立正園『平成29年度活動報告』（二〇一八）四〜六頁。
- (18) 百瀬・前掲注（14）四一頁。
- (19) 百瀬・前掲注（14）四九頁。百瀬・前掲注（15）四一頁。
- (20) 本稿で紹介した二つの団体が支援を行った対象者の特性に関して明確な数値は公開されていないものの、文献を通して紹介された事例では刑務所を出所した者の家族に関するケースはほとんどなかったことからこのような推測に至った。ただ、World Open Heartが二〇〇九年四月から二〇一四年三月までの相談者の特性について、相談に来た者の八七％が捜査段階から矯正施設入所中の方であると発表しており、大体刑事手続きの早い段階で介入しているものの、更生保護の段階での介入がないわけでもないことに注意が必要である（阿部・前掲注（10）一二頁）。
- (21) 立正園では、家族関係の修復に向けた支援として施設職員が直接、少年と保護者両方に対し相談を実施している。しかし、いくら彼らが少年の更生保護に関するノウハウや専門性を有するとしても、家族関係の修復に向けた専門的な心理相談も実施できるとは言い切れないであろう。要するに、心理相談の専門家でない更生保護施設の職員による心理相談の実施では、その限界を否定できない（拙稿『少年に対する更生保護事業の在り方——日韓における更生保護施設による取組を比較して』法学政治学論究第一一九号（二〇一八）一一二〜一二三頁）。
- (22) 筆者は以前、自身の研究で少年に対する更生保護事業の在り方として通所型更生保護事業を提案しており、通所支援の一環として家族関係の修復に向けた専門的心理相談も含むべきであると考えている（拙稿・前掲注（21）一二八〜一二九頁）。
- (23) 二〇一三年に既に公団は重点推進事業として家族希望事業を掲げ、夫婦相談、家族治療、療育教育、子供の学業支援、家族就業支援等を実施していた（신이철, 정진연『가족지원사업의 법률적, 제도적 지원에 대한 해외동향연구』（二〇一四）63等）。
- (24) 韓国の「保護観察等に関する法律」第三条第三項では更生保護対象者を、刑事処分または、保護処分を受ける者として自力更生のため宿食提供、住居支援、創業支援、職業訓練および就業支援等の保護の必要性が認められる者としており、日本の更生保護事業がその対象とする者と性質上共通する概念とみることが相応しいと思われる。
- (25) 保護審査会は支部長を委員長とし、保護事業課長及び支部長が指定する三人以内の職員または地域住民で構成され、公団による法務保護サービスを申し出た者の保護可否を決める審議を行う（「法務保護の実施に関する規則」第四条第一項及び

第二項を参照)。

- (26) 「法務保護の実施に関する規則」別表5家族親和プログラムを参照。
- (27) 「法務保護の実施に関する規則」は一九九五年に制定されて以来、二〇二〇年四月七日に一三回目の改正を経て現在に至る。
- (28) 二〇〇六年当時は、「建設交通部」と称されていた。
- (29) 二〇〇五年八月に公団の住居支援を推進するため建設交通部の業務処理指針に法的根拠を設け、同年一月、公団でも住居支援事業業務処理指針を制定している。そして同時期、住宅公社から賃貸世帯一四戸を受け持って住居支援の試験的实施を試み、公団本部には住居支援の関連業務を公正に推進する目的の下、住居支援審査委員会を構成している(한국법무보호복지공단 『2019 법무보호연감』(二〇二〇) 44쪽)。
- (30) 민원홍 외 2명 『2014년도 한국법무보호복지공단 경영평가에 대한 평가 연구』(二〇一五) 25쪽. 정진수 외 3명 『교정정책과 보호정책의 연계성 강화방안』 한국형사정책연구원 (二〇〇九) 38쪽.
- (31) 「住居支援事業業務処理指針」(二〇二二年二月二五日全部改正)。
- (32) 「宿食提供及び生活指導業務処理指針」(二〇二〇年六月八日改正)。
- (33) 二〇一九年からは刑務所において受刑中である者の家族に対する保護の必要性に注目し、住居支援の対象者を受刑中の者にまで拡大し、受刑中から調整を行い、出所してすぐ家族と一緒に住める場所を提供できるようになった(한국법무보호복지공단・前掲注(29) 44쪽)。
- (34) 審査委員会の委員は、公団の五級以上の職員及び保護観察官、または、更生保護に関する知識と経験が豊富なボランティアの中から支部長、または、支所長(以下、支部長等とする)が任命、または、委嘱した者で構成され(第四条第四項)、委員長は法務関係機関の職員、法務保護事業関連のボランティア等の中から選抜する(第四条第三項)。
- (35) 支部長等は住居支援の選定又は延長の審査に際し、国土交通部の「住宅供給に関する規則」第五三条(住宅の所有の有無の判定基準)に基づき、入居対象者(本人、配偶者、同居家族(直系尊属・卑属)等から対象者が住宅を有しないことを判断できる資料として地方税の課税証明書を提出してもらう(第六条第二項)。
- (36) 支部長等は入居対象者の選定の際、保護対象者用の心理健康尺度検査(再犯危険性評価)を実施し、その結果を反映しなければならぬ(第六条第三項)。

- (37) 入居者選定評価表は対象者選定の際、その優先順位を決めるための重要な素材となっている。
- (38) 同評価表は一一〇%を満点としている。
- (39) 基礎生活保障（日本では生活保護に当たる）受給者、または、基礎生活保障受給者でなくても経済的困難である者かを認める。
- (40) 한국법무보호복지공단・前掲注(29) 43쪽.
- (41) 홍명기, 공정식 「주거지원 대상 출소자의 지원 기간 내 재범 위험에 대한 탐색적 연구」 교정연구 통권 제 88호 (二〇二〇) 75쪽.
- (42) 공정식의 8명 『공단 합동결혼지원 대상자 가족들의 현황 및 실태조사』 (二〇一九) 24쪽.
- (43) 法務保護委員は、法務保護福祉事業分野で活動するボランティアであり、保護対象者の就労斡旋、財政支援、相談等の保護事業をサポートする。二〇一九年二月現在、六七三八人が法務保護委員として活動している（한국법무보호복지공단・前掲注(29) 72～73쪽）。
- (44) 공정식의 8명・前掲注(42) 24쪽.
- (45) 現在、平均して各支部で四―八組の夫婦へ、回数にして年―二回の合同結婚式を挙げさせている（공정식의 8명・前掲注(42) 24쪽, 한국법무보호복지공단・前掲注(29) 45쪽）。
- (46) 「学業支援業務処理指針」（別表1）学業支援の執行基準を参照。
- (47) 受刑中に学業支援を受けたとしても同支援の例外になるわけではなく、直接支援と間接支援は予算の範囲内で重複して受けることもできる（「学業支援業務処理指針」第七条第四項）。
- (48) 月五万ウォンの限度内で支援している（第八条第二項）。
- (49) 二〇一九年現在の年間支援限度額は、未就学児童が一〇万ウォン以下、小学生が二〇万ウォン以下、中学生が二五万ウォン以下、高校生が三〇万ウォン以下である（「学業支援業務処理指針」（別表1）学業支援の執行基準を参照）。
- (50) ただ、表1の分類によっては、学業支援が生活支援のその他支援の中に含まれており、本稿で家族支援と括弧している支援の合計と表1で示されている家族支援の合計とでは若干の差があると思われる。二〇一九年度の学業支援の実施人員が一四一八人であり、たとえこの数字を家族支援に含めたところで、家族支援が他の三つの支援と比べその実施人員が断然少ないという事実には変わりがないため、ここでは、公団による公式数値をもって、各支援の実施人員を比較することにした。

- (51) 二〇一九年二月まで総じて二二六八戸が提供され、累計三〇六三世帯が住居支援を受けている(한국법무보호복지공단・前掲注(29) 44쪽)。
- (52) 신연희 「출소 후 재범 예방에 관한 연구」·사회자본을 중심으로」형사정책연구원 통권 제73호(二〇〇八) 205(206쪽, 배임호 「출소자 재범방지를 위한 평생보호사업의 발전방향」 교정연구 통권 제60호(二〇一三) 2(3쪽, 신이철, 정진연 『가족지원사업의 법률적, 제도적 지원에 대한 해외동향 연구』(二〇一四) 6(8쪽, 양혜경, 서보람 「수형자의 출소 후 사회적응에 관한 연구」 교정연구 통권 제63호(二〇一四) 137(140쪽)。
- (53) 조홍식 외2명 「2014년 한국법무보호복지공단 고객만족도 조사 결과 보고서」(二〇一四) 114쪽, 민원홍 외2명・前掲注(30) 51쪽, 拙稿 「韓国の更生保護における創業支援に関する一考察」新しい更生保護支援として創業支援の日本への導入可能性」法学政治学論究第一二六号(二〇二〇) 五三頁。
- (54) 홍명기, 공정식은, 公団の発表した再犯率を引用しながら住居支援を受けた出所者の再犯率が他の出所者の再犯率より遥かに低いことを評価する一方、住居支援を申し出る者自体、そうでない者と比べ、そもそも自立への意思が高い可能性があるのではないかと疑問を呈し、さらに、住居支援の対象者を選定する際の基準が厳しく、その結果、住居支援を受けた対象者とそうでない者の間でそもそも再犯の危険に大きい差があるのではないかと指摘している(홍명기, 공정식・前掲注(41) 70쪽)。
- (55) 生島浩 「更生保護における家族理解と支援について(特集 家族機能)」更生保護第六五卷第一一四(二〇一四) 一一頁。
- (56) 田島佳代子 「保護観察における家族支援について(特集 保護観察対象者の家族への支援)」更生保護第七一卷第二号(二〇二〇) 一一～一三頁。
- (57) 「更生保護法」第六一条第二項及び第八五条第一項を参照。
- (58) 薬物処遇重点実施更生保護施設は、薬物処遇に関する専門職員を配置しており、薬物依存からの回復に重点を置いた処遇を実施する。二〇二〇年四月一日現在、全国で二五か所ある(法務省法務総合研究所編・前掲注(2) 八二頁, 柏木範毅 「薬物処遇重点実施更生保護施設での処遇について(特集 薬物事犯者の処遇)(現場からのレポート) 更生保護第六六卷第一二月号(二〇一五) 四〇頁, 拙稿 「起訴猶予者の再犯防止に向けた更生保護施設の在り方——人口支援の実施を踏まえて」法学政治学論究第一一二号(二〇一七) 二九〇頁)。
- (59) 就労が難しいと思われる高齢者や障がい者を収容し福祉的な措置へと繋がるよう支援を行うため、社会福祉士の資格等を

有する職員を採用し、施設のバリアフリー化を図る等をした更生保護施設として、二〇二〇年四月一日現在、全国で七四か所の施設が指定されている（法務省法務総合研究所編・前掲注（2）八二頁、仙台保護観察所特別処遇班「刑事司法の入り口段階における検察庁と保護観察所との連携について——更生緊急保護事前調整の試行」犯罪と非行第一七八号（二〇一九）一九一頁、拙稿・前掲注（53）二八五～二八六頁）。

（60）「再犯の防止等の推進に関する法律」（住居の確保等）第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第一九三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

朴 珠熙 (パク ジュヒ)

所屬・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所屬学会 日本刑法学会、日本刑事政策研究会

専攻領域 刑事政策

主要著作 「少年に対する更生保護事業の在り方——日韓における更生保護施設に

よる取組を比較して」『法学政治学論究』第一一九号 (二〇一八年)

「韓国の更生保護施設における変革と日本への示唆」『法学政治学論究』

第一二五号 (二〇二〇年)

「韓国の更生保護における創業支援に関する一考察——新しい更生保護

支援として創業支援の日本への導入可能性」『法学政治学論究』第一二

六号 (二〇二〇年)